



Newsletter

Institute for Legal Studies

No.21

Kanagawa University

March, 2017

巻頭言

法科大学院教育の経験とその継承

安達 和志

I 周知のとおり、まことに残念ながら本学法科大学院は2016（平成28）年度以降の学生募集を停止することとなった。法科大学院制度の発足以来この制度をめぐる社会状況の変遷を含めて、当事者としてはきわめて不本意な事態であるが、今は現に在学中の学生に対する一層の教育指導、そして司法試験受験資格をもつ修了生への学修支援に引き続き鋭意邁進していくほかない。とはいっても、本学法科大学院では、2004年度の設置以来、2015年度まで計203名の修了者を送り出し、その中から11回の司法試験を通じて54名の合格者を輩出している。その合格者の多くが、司法修習を経て、地元横浜をはじめ各地で弁護士として活躍するなど、法科大学院がなかった時代と比べて相当の成果を上げてきたことも厳然たる事実である。

法科大学院における法曹養成教育の重要な柱の1つは、「理論と実務の架橋」である。本学では、研究者教員と実務家教員のコラボレーションとして、両者の協働による演習授業やリーガルクリニックを実施してきた。また、体験型の実習授業として弁護士事務所でのエクスターンシップや司法書士事務所での登記実習のほか、実務家教員による模擬裁判指導、裁判所等の施設見学を行い、正課外でも弁護士会主催行事への参加（他法科大学院生との交流を含む）の機会をできるだけ確保するよう努めてきた。さらに第2の重要な柱として、「教育方法におけるアクティブ・ラーニングの導入」が挙げられる。教員による一方通行的な講義ではない双方向・多方向型の授業形態を基本とし、独自のe-Learningシステムによる講義情報・課題の事前提示と、演習科目を除く法律基本科目授業のビデオ収録・視聴で学生の予習・復習を充実させ、さらに正課外でも専任教

員による学修支援、現職弁護士のアカデミック・アドバイザーによるフォローアップで学生の学力向上を日常的にサポートする体制を構築してきた。また第3の重要な柱である「FD活動の充実」では、年4回の授業評価アンケート、ティーチング・ポートフォリオ、教員の相互授業参観などにも取り組んできた。

II この13年にわたる上述のような法曹養成に特化した密度の高い教育は、教員である私たち自身の学生時代には全く体験してこなかったものであり、ある種の法学教育の実験的試みだったともいえる。法科大学院以前の法学教育は、ゼミナール等を除けば、これまで大教室における多人数の講義を主とするのが通例であったが、今回の事態をこうした従来の座学中心の法学教育を改革するチャンスと捉えることもできるのではないかと思う。

これまでの法曹養成教育の実践の全てを肯定的に評価できるか否かには議論がありうるが、とりわけ司法試験をはじめとする法律系資格試験や公務員試験などの合格を目指す学生のための実践的指導を行う「教育プログラム」の充実・強化に当たって、職場等でのインターンシップの導入、答案練習を含むきめ細かな学修指導などの面で、実務家との協働やアカデミック・アドバイザーの活用などは積極的な検討に値しよう。また、そのために、専用の学生自習室、資格試験情報フロア、図書・資料室、学修支援室等を設けることも考えられる。いずれにしても、本学法科大学院の取組みを通じて得た教育経験や実務の方々との交流等の実績は大学にとっても貴重な有形無形の財産であり、これから法科教育にぜひ最大限に活かしていただきたいと切に願わざにはいられない。
(前大学院法務研究科委員長)